

令和 8 年度 垂水市納税のしおり

市税等の**口座振替**をおすすめします！

この税がみんなの力になる！	-----	1
市税の減免	-----	2
市税の猶予制度	-----	3
市県民税(住民税)	-----	4
固定資産税	-----	5-7
軽自動車税	-----	8-10
国民健康保険税	-----	11-13
後期高齢者医療保険料	-----	14
介護保険料	-----	15-16
納税・滞納処分Q & A	-----	17-18
令和8年度市税等納期限一覧	-----	裏表紙

垂水市役所 電話番号 0994-32-1111(代表)

税務課

内線 管理収納係 132・136
市民税係 130・131
固定資産税係 137・155

市民課

内線 国保係 140・160・161

福祉課

内線 介護保険係 120・123

市税の減免

問い合わせ先 税務課市民税係 税務課固定資産税係
市民課国保係 福祉課介護保険係

市税等について、次のような減免制度がありますのでご相談ください。

通常の減免申請期限は、市民税・固定資産税・国民健康保険税が各納期まで、介護保険料・後期高齢者医療保険料が各納期の7日前までです。

1 市民税

- (1) 災害による減免(災害被害者に対する市税減免条例に基づく)風水害、火災等による被害者
- (2) 生活保護等の適用を受けている方及び収入が生活保護基準に近い方
- (3) 失業、疾病などで所得金額が前年中の半分以下に減少すると認められる場合など
- (4) 地方税法に規定する勤労学生で当該年度に課される市民税が均等割のみの学生及び生徒
- (5) 民法第34条の公益法人
- (6) 地方自治法第260条の2第1項の認可を受けた地縁による団体(収益事業を行う者を除く。)
- (7) 政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律第8条に規定する法人である政党又は政治団体(収益事業を行う者を除く。)
- (8) 特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する法人

2 固定資産税

- (1) 生活保護等の適用を受けている方の所有する固定資産
- (2) 公民館等、公益のために無料で直接専用する固定資産
- (3) 災害又は天候の不順により、著しく価値を減じた固定資産
- (4) 上記(1)~(3)以外で、特別の事情があると認められる方の所有する固定資産

3 軽自動車税

身体障害者本人または身体障害者と生計を一にする人が所有している軽自動車など、一定の要件に当てはまる場合に限ります。

減免を受けることができるのは1人の身体障害者等につき自動車税及び軽自動車税を通じて1台です。したがって、自動車税で減免を受けた人は、軽自動車税では減免を受けることはできません。

4 国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料

- (1) 災害による減免条例(災害被害者に対する市税減免条例・垂水市介護保険条例・鹿児島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例)に基づく、風水害・火災等による被害者 ※令和6年能登半島地震により被災された方も含まれます。
- (2) 失業、疾病などで所得金額が前年中の半分以下に減少すると認められる場合
- (3) 生活保護等の適用を受けている方及び収入が生活保護基準に近い方
- (4) 上記(1)~(3)以外で、特別の事情があると認められる方

市税の猶予制度

問い合わせ先 税務課管理収納係

市税の猶予を受けるためには、いずれも本人の申請が必要です。

1 徴収の猶予（各納期までが申請期限となります）

(1) 災害等により納付困難となった場合

下記のいずれかの要件に該当する場合、1年以内の期間を限って徴収の猶予が受けられます。

- ① 震災、風水害、火災その他の災害を受け、又は盗難にあったとき
- ② 納税者又はこれらの者と生計を一にする親族が病気にかかり又は負傷したとき
- ③ 事業を休廃止したとき
- ④ 事業により著しい損失を受けたとき

(2) 本来の期限から1年以上経過した後に納付すべき市税が確定した場合

徴収金を一括して納付、又は納入することができない理由があると認められる場合、1年以内の期間に限り徴収の猶予が受けられます。

※ 納期限内の申請が必要となります。

2 換価の猶予

下記の要件に該当する場合、納期限から6ヶ月以内にされた申請に基づき、1年以内の期間を限って、その納付すべき徴収金につき滞納処分による財産の換価の猶予が受けられます。

- ① 一時に納付することにより事業継続・生活維持が困難となるおそれがあると認められるとき
- ② 納税について誠実な意思を有すると認められるとき

減免・猶予については、失業や病気、災害等で納期内納付が難しい場合を含めて、相談を受け付けています。

納税に困っている方は、早めに問い合わせ先へご相談ください。

市県民税(住民税)

問い合わせ先 税務課市民税係

1 市県民税(住民税)とは

市県民税(住民税)は市民税と県民税を併せたもので、地域社会の費用等を各人の収入等によって分担し合うという性格の税金です。市県民税は前年中の所得をもとに計算され、一定の所得のある方に平等に賦課される「均等割」と、所得に応じて賦課される「所得割」の合計額が税額となります。

2 納税義務者

1月1日現在で垂水市に住所がある人

3 市県民税(住民税)額の内訳

(1) 均等割

均等割の税額は一律4,500円です。

(2) 所得割

所得割の税額は次の方法で計算されます。

$$(\text{所得金額}^{\ast 2} - \text{所得控除額}^{\ast 3}) \times \text{税率}(10\%) - \text{税額控除額}^{\ast 4} = \text{所得割額}$$

(3) 森林環境税

森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、国税として1人年額1,000円が市県民税(住民税)の均等割と併せて徴収されます。

▼ 市県民税の税率

区分	税率	
市民税	均等割	3,000円
	所得割	6%
県民税	均等割	1,500円
	所得割	4%
森林環境税	均等割に上乗せ	1,000円

▼ 主な所得の種類 ^{※2}

所得区分	内容	計算式
給与所得	サラリーマンの給料など	収入金額 - 給与所得控除額
事業所得	農業や自営業など	収入金額 - 必要経費
不動産所得	家賃、地代、権利金など	収入金額 - 必要経費
一時所得	生命保険の満期など	収入金額 - 必要経費 - 特別控除額
譲渡所得	土地・家屋などの財産を売った場合	収入金額 - 取得価額等の経費 - 特別控除額
雑所得	公的年金など	公的年金等の収入金額 - 控除額

^{※3}主な所得控除の種類は、国民健康保険税や国民年金等の社会保険料控除、生命保険料控除、地震保険料控除、医療費控除、障害者控除、寡婦控除、配偶者控除、扶養控除(16歳以上)など

^{※4}主な税額控除は、住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除、配当控除など

4 市県民税(住民税)と所得税の相違点

市県民税(住民税)は、前年の所得に対して翌年に課税されるのに対し、所得税は、現年(所得のあった年)に課税されます。課税対象となる「年」が異なります。

したがって、令和7年中(1月~12月)の所得をもとに、令和7年中の所得税と令和8年度の市県民税が課税されます。

また、税率や控除額の計算方法についても相違があります。

固定資産税

問い合わせ先 税務課固定資産税係

1 固定資産税とは

土地・家屋・償却資産の所有者に対して賦課される税金です。

2 納税義務者

1月1日現在において垂水市内に固定資産を所有する人で、具体的には次のとおりです。ただし、所有者として登記(登録)されている人が賦課期日前に死亡している場合等には、賦課期日現在で、その土地・家屋を現に所有している人(相続人等)が納税義務者となります。

- (1) 土地：土地登記簿又は土地課税台帳に所有者として登記又は登録されている人
- (2) 家屋：建物登記簿又は家屋課税台帳に所有者として登記又は登録されている人
- (3) 償却資産：償却資産課税台帳に所有者として登録されている人

3 固定資産税額の決定方法

固定資産を評価し、その価格を決定し、その価格を基に、課税標準額を算定します。

課税標準額 × 税率 1.4% = 固定資産税額

4 評価額と課税標準額

評価額は固定資産の適正な時価を基に決定され、この時価を基に各種の課税上の特別措置を適用したものを課税標準額といいます。

したがって、必ずしも評価額と課税標準額は一致しません。

5 免税点

固定資産の課税標準額の合計が下の金額未満の時は課税されません。

- (1) 土地：30万円
- (2) 家屋：20万円
- (3) 償却資産：150万円

6 評価替え

- (1) 土地・家屋：次回は令和9年度(3年毎)
- (2) 償却資産：毎年価格を決定

7 固定資産税台帳の縦覧・閲覧

4月1日から6月1日まで(ただし、土・日・祝日は除く)税務課 固定資産税係にて、固定資産名寄台帳兼課税台帳の縦覧・閲覧ができます。

登録台帳価格について不服がある場合は、台帳登録の公示の日から納税通知書の交付を受けた日後3ヶ月間に限り、固定資産評価審査委員会に対して、書面により審査の申出をすることができます。

8 固定資産の評価

【土地】

固定資産評価基準に基づき、売買実例価格を基に算出した正常売買価格を基礎として、地目別に定められた評価方法により評価額を決定します。固定資産税の評価上の地目は土地登記簿上の地目を基本に、その年の1月1日現在の現況の地目によります。

(1) 課税標準額の特例

ア 負担調整措置

負担調整措置は、3年毎の土地評価替えに伴う税負担の急激な増加を緩和するためのものです（住宅用地を除く）。

イ 住宅用地に対する軽減措置

人が居住する住宅の敷地として使用されている土地については、その税負担を特に軽減する必要から課税標準の特例措置が設けられています。住宅1戸につき、200㎡までの部分は課税標準額が6分の1に、それ以外の部分（住宅の床面積の10倍まで）については3分の1に軽減されます。

ウ 土地の地目変更

地目に変更があった場合は、必ず税務課固定資産税係に届出が必要です。

法務局の登記で地目変更をした場合、届出の必要はありません。

【家屋】

固定資産評価基準に基づき算定した「再建築価格」を基に評価額を決定します。

評価額 = 再建築価格 × 経年減点補正率

(1) 課税対象家屋

ア 定着性（基礎があり、土地に定着しているか）

イ 外気分断性（「屋根」と三方以上の「周壁」があるか）

ウ 用途性（居住・作業・貯蔵などの用途に使用できる状態か）

(2) 再建築価格

評価の対象となった家屋と全く同一のものを、評価時点においてその場所に新築するものとした場合に必要とされる建築費をいい、物価に応じて変動します。

なお、再建築価格は国が示す「固定資産評価基準」を基に計算します。

(3) 経年減点補正率

家屋の新築後の年数の経過によって生じる損耗の状況を、構造・用途・建築年数に応じて定めた減価率を表します。

(4) 家屋評価額の軽減措置

専用住宅、マンションなど居住用家屋については、新築後の一定期間において税額が軽減されます。

ア 軽減の対象

居住部分のうち120㎡に相当する税額の2分の1

イ 軽減の期間

一般住宅分：新築後3年度分（3階建以上の中高層耐火住宅等は5年度分）

長期優良住宅分：新築後5年度分（3階建以上の中高層耐火住宅等は7年度分）

(5) 新築・増築・取り壊し等の届出

家屋（倉庫等を含む）を新築・増築したり、取り壊したりした時は税務課固定資産税係

へ届出が必要です。

なお、届出年以前に取り壊した家屋がある場合、取り壊し時期が確認できる資料（解体証明書、領収書等）を提出してください。

【償却資産】

償却資産とは、会社や個人で事業を営んでいる方が、その事業のために要する機械・器具・備品等をいいます。

(1) 償却資産の評価

固定資産評価基準に基づき、取得価格を基礎とし、取得後の経過年数に応じた減価を考慮して評価します。

(2) 償却資産の申告

償却資産の所有者は、毎年1月1日現在の資産所有状況を1月31日までに申告していただくことになります。資産に変動が無い場合でも必ず申告が必要です。

(3) 罰則について

虚偽申告については1年以下の懲役または50万円以下の罰金（法第385条）が、また、正当な理由がなく申告しなかった場合には10万円以下の過料が処せられることがあります。

(4) 太陽光発電設備への課税について

新しく設置した太陽光発電設備（全量売電・余剰売電）は固定資産（償却資産）に該当し、申告の対象となる場合があります。

設置者	太陽光発電設備（全量売電・余剰売電）
個人 （住宅用）	発電量の全量を売電される場合は、事業用資産となり、申告の対象となります。余剰分を売電する場合は、個別にご相談ください。発電量が10kw未満の場合は対象外となります。
個人 （事業用）	個人の方であっても事業の用に供している資産については、発電出力量や、全量売電か余剰売電かに関わらず償却資産として申告の対象となります。
法人	事業の用に供している資産になりますので、発電出力量や、全量売電か余剰売電かに関わらず償却資産として申告の対象となります。

9 固定資産の所有者または納税管理人が亡くなった場合

(1) 相続人代表者の指定の届出

固定資産の所有者、または、納税管理人が亡くなった場合、固定資産税係へ「相続人代表者の指定」の届出をしていただく必要があります。

(2) 届出を提出する前に・・・

相続人(連帯して納税の義務を負う人)の皆さままでご協議のうえ、代表者を選任していただきます。

(3) 相続人代表者を選任したら・・・

「固定資産現所有者・相続人代表者指定(変更届)」を税務課固定資産税係へ提出してください。書類は、税務課に準備してありますので、必要な際はご連絡ください。また、市のホームページ(各種申請書・税務課)にも掲載しております。

なお、この手続は、相続登記や相続税の手続とは全く関係ありませんのでご注意ください。

軽自動車税

問い合わせ先 税務課市民税係

1 軽自動車税とは

バイク、軽自動車、トラクターやフォークリフトなどの小型特殊自動車の所有者、または使用者に対して賦課される税金です。公道走行の有無にかかわらず課税対象となります。

2 納税義務者

4月1日現在で、軽自動車や小型特殊自動車などを所有している人で、車両の定置場(主に使用する場所)が垂水市となっている人です。

3 軽自動車税の年税額

(1) 原動機付自転車・二輪車等

車種		令和8年度税率
原動機付自転車	総排気量50ccまたは 定格出力 0.6kW以下	2,000
	総排気量 125cc以下かつ 最高出力 4.0kW以下	
	特定原付 定格出力0.6kW以下	
	総排気量 90cc以下または 定格出力0.8kW以下	2,400
	総排気量 125cc 以下または 定格出力1.0kW以下	
	ミニカー(50cc 以下)	3,700
小型特殊自動車	農耕作業用	2,400
	その他(フォークリフト等)	5,900
軽二輪(125cc 超 250cc 以下)		3,600
二輪の小型自動車(250cc 超)		6,000

原動機付自転車、二輪の軽自動車、二輪の小型自動車、小型特殊自動車は平成28年度から税率が引き上げられました。また、基準原付バイク(総排気量125cc 以下で最高出力を4.0kW(50cc 相当)以下に制御したバイク)の税率は年額2,000円となります(令和7年4月1日施行)。

(2) 三輪、四輪の軽自動車

車種		①平成27年3月31日以前の新規登録車両	②平成27年4月1日以後の新規登録車両	③新規登録後13年超の車両(注)
四輪乗用	自家用	7,200	10,800	12,900
	営業用	5,500	6,900	8,200
四輪貨物	自家用	4,000	5,000	6,000
	営業用	3,000	3,800	4,500
三輪		3,100	3,900	4,600

三輪、四輪の軽自動車は、平成27年3月31日までに初年度検査を受けた車両については①の税率が適用され、平成27年4月1日以後に初年度検査を受けた車両は②の税率が適用されます。また、初年度登録した年月から13年を経過した車両は③の税率が適用されます。

(注) 動力源又は内燃機関の燃料が電気・天然ガス・メタノール・混合メタノール・ガソリン電力併用の軽自動車並びに被けん引車を除きます。

(3) グリーン化特例(軽課)について

なお、令和7年4月1日から令和8年3月31日までに初年度検査し登録した軽四輪等で、排出ガス性能及び燃費性能のすぐれた車両について、軽自動車税を軽減します。

車種	税率 (年額)	グリーン化特例後の税率(年額)			
		① (概ね75%軽減)	② (概ね50%軽減)	③ (概ね25%軽減)	
四輪乗用	自家用	10,800	2,700	対象外	対象外
	営業用	6,900	1,800	3,500	5,200
四輪貨物	自家用	5,000	1,300	対象外	対象外
	営業用	3,800	1,000		
三輪	3,900	1,000	2,000	3,000	

① 電気軽自動車・天然ガス軽自動車(平成30年排ガス規制適合又は平成21年排出ガス10%低減)

② 乗用: 令和2年度燃費基準達成かつ令和12年度燃費基準90%達成車

③ 乗用: 令和2年度燃費基準達成かつ令和12年度燃費基準70%達成車

※ ②、③については、揮発油(ガソリン)を内燃機関の燃料とする軽自動車に限ります。

※ ②、③については、平成30年排出ガス基準50%低減達成又は平成17年排出ガス基準75%低減達成車に限ります。

※ ③については、令和7年3月31日までに初年度検査し登録した軽自動車に限ります。

※ 対象外の車両には本来の税率が適用されます。

4 登録・廃車・変更の届出先

所有している軽自動車が、垂水市ナンバーであるか・鹿児島ナンバーであるかによって届出先が異なります。ご注意ください。

(1) 垂水市ナンバーの場合 市民税係 TEL 0994-32-1111(内線131)

【原動機付自転車・小型特殊自動車の手続に必要なもの】

新規登録	販売証明書又は譲渡証明書、車台番号・車名の分かるもの
廃車	ナンバープレート、車台番号・車名の分かるもの(転出先の市町村でもナンバープレートがあれば、市外ナンバーの廃車手続を受け付けている場合があります(詳しくは転出先の市町村に確認してください))
名義変更	車台番号・車名の分かるもの
車両が変わった (車台番号変更)	販売証明書又は譲渡証明書、新・旧の車台番号及び車名が分かるもの

- (2) 鹿児島ナンバーの場合 鹿児島県軽自動車協会 TEL 099-261-4011
(〒891-0131 鹿児島県鹿児島市谷山港2丁目4番3号)

5 手続Q&A

(1) バイクが盗難にあった

→近くの警察署に盗難届を提出してください。その後、税務課窓口での手続となります。盗難届の受理証明番号を控えてきてください。

(2) 車両が無いのに納税通知書が届いた

→車両を処分したり、友人に譲渡したり所有しなくなった場合は、廃車や名義変更の届出が必要となります。手続をしないと、税金はそのままあなたに賦課されますので、**必ず4月1日までにナンバープレートを返して、廃車や名義変更の手続を完了してください。**

(3) 垂水市のナンバープレートをつけたまま市外に転出した

→ナンバープレートを転出先の市町村のものに必ず変更してください。また、他市町村のナンバープレートをつけたまま転入された場合は、税務課市民税係の窓口で垂水市のナンバーを発行します。

(4) 納税義務者が亡くなった

→名義変更もしくは廃車の手続が必要です。垂水市ナンバーの車両の場合は、税務課窓口へお越してください。鹿児島ナンバーの車両で名義変更を行う場合は、鹿児島県軽自動車協会までお問い合わせください。鹿児島ナンバーの車両で廃車手続を行う場合は、お近くの自動車ディーラーへお問い合わせください。

(5) 垂水市外に住所があるのに垂水市から納付書が届いた

→軽自動車税は定置場（主に使用する場所）のある市町村が課税することとなっています。そのため、転出等で垂水市に定置場がない場合は、定置場変更等の手続をしていただくようお願いいたします。垂水市ナンバーの場合は、転出先の市町村でナンバープレートを転出先の市町村のものに変更してください。鹿児島ナンバーの場合は、鹿児島県軽自動車協会へお問い合わせください。

国民健康保険税

問い合わせ先 税務課市民税係・市民課国保係

1 国民健康保険税とは

国保加入者の医療費の支払いなどに充てる大切な税金です。

2 納税義務者

国保加入者のいる世帯の世帯主になります。

(世帯主が国民健康保険に加入していなくても、世帯主に課税されます。)

3 国民健康保険税額の計算方法

国民健康保険税は、次の方法で世帯ごとに計算します。

令和8年度は、医療給付費分の賦課限度額が改定され、子ども子育て支援金分が追加となります。

なお、遡って国保に加入する場合など、令和7年度以前の国保税が課税される場合は、その時点の税率等で計算された税額が課税されます。

**医療給付費分(1)+後期高齢者支援金分(2)+介護納付金分(3)^{※1}+子ども・子育て支援金分 (4)
=国民健康保険税額**

※1介護納付金分は40歳以上64歳以下の方が対象になります。

(1) 医療給付費分(国保加入者の医療費に充てる分)

次の①～③を合算した額が、1年間の医療分保険税になります。

① 所得割額	⇒	$\frac{\text{各加入者の令和7年中の所得金額から基礎控除額を差し引いた額}}{\text{世帯内の加入者数}} \times 8.80\%$
② 均等割額 (人数割額)	⇒	24,000円 × 世帯内の加入者数
③ 平等割額 (世帯割額)	⇒	22,700円 (一世帯あたり)
1年間の医療分保険税	⇒	最高限度額 670,000円 (令和8年度改正)

(2) 後期高齢者支援金分(後期高齢者医療制度の加入者の医療費に充てる分)

次の①～③を合算した額が、1年間の支援金分保険税になります。

① 所得割額	⇒	$\frac{\text{各加入者の令和7年中の所得金額から基礎控除額を差し引いた額}}{\text{世帯内の加入者数}} \times 2.50\%$
② 均等割額 (人数割額)	⇒	10,100円 × 世帯内の加入者数
③ 平等割額 (世帯割額)	⇒	7,700円 (一世帯あたり)
1年間の支援分保険税	⇒	最高限度額 260,000円

(3) 介護納付金分(介護費に充てる分)

世帯内の国保加入者の中に、40歳以上64歳以下の方がいる場合は、次の①～③を合算した額が1年間の介護分保険税になります。

① 所得割額	⇒	$\frac{\text{各加入者(40歳以上64歳以下)の令和7年中の所得金額から基礎控除額を差し引いた額}}{\text{世帯内の加入者数}} \times 2.10\%$
② 均等割額 (人数割額)	⇒	10,000円 × 世帯内の加入者数
③ 平等割額 (世帯割額)	⇒	5,400円 (一世帯あたり)
1年間の介護分保険税	⇒	最高限度額 170,000円

- (4) 子ども・子育て支援金分（子育て施策の拡充等に充てる分）
次の①～④を合算した額が、1年間の支援金分保険税になります。（令和8年度新設）

① 所得割額	⇒	$\frac{\text{各加入者の令和7年中の所得金額から基礎控除額を差し引いた額}}{\text{世帯内の加入者数}}$	×	0.26 %
② 均等割額（人数割額）	⇒	1,400円	×	世帯内の加入者数
③ 18歳以上均等割額	⇒	47円	×	世帯内の18歳以上加入者数
④ 平等割額（世帯割額）	⇒	800円	（一世帯あたり）	
1年間の支援金保険税	⇒	最高限度額 30,000円		

※ 徴収開始時期は7月です。（年金特徴仮課税分は含まれておりません。）

※ 18歳未満被保険者に係る均等割額については全額軽減されます。

- (5) 国保税の月割について

国保税は年度途中で国保資格の取得、資格喪失した場合、月割りにより計算されます。

- ① 加入の場合

加入した月から月割りで計算されます。納税通知書が翌月に送付されます。

- ② 喪失した場合

喪失した月の前月分までを月割りで再計算します。再計算された新しい納税通知書は翌月に送付されます。新しい納税通知書が届くまでに納期限の到来する分は、当初送付された通知書で納付していただく必要があります。（納め過ぎの場合は後日還付の通知が送付されます。）

4 社会保険等から離脱した・国民健康保険に加入する場合について

- (1) 社会保険等から離脱した場合

社会保険等の任意継続、社会保険の被扶養者となる、国民健康保険に加入するのいずれかになります。（社会保険等の制度についてはそれぞれの窓口等にお問合せください。）

- (2) 国民健康保険に加入する場合

健康保険資格喪失連絡票等を持参のうえ、国民健康保険の加入手続きをしてください。

- (3) 国民健康保険への加入手続きが遅れた場合

社会保険等を離脱した日まで遡って税額が計算されますので気をつけてください。

- (4) 国民健康保険の喪失手続き

国保加入後に、再度、社会保険等に参加した場合は、国保の喪失手続きが必要です。

手続きをされないと、国保と社会保険に二重で加入してしまうこととなりますので、必ず喪失の手続きを行ってください。

※ マイナンバーと連携されている方も手続きは必要です。

5 国民健康保険税の軽減

(1) 低所得世帯に対する軽減

国保加入者と世帯主（国保加入者でない場合も含む）の所得の合計額^{※2}が、次の軽減判定基準以下の場合には、軽減割合に応じて均等割額と平等割額が減額されます。

【軽減判定基準】

令和7年中の所得が次の金額以下の世帯	軽減割合
43万円 + 10万円×(給与所得者等 ^{※3} の数-1)	7割
43万円 + 31万円×被保険者数 ^{※4} + 10万円×(給与所得者等の数-1)	5割
43万円 + 57万円×被保険者数 + 10万円×(給与所得者等の数-1)	2割

※2 軽減判定について

- 65歳以上で、公的年金所得がある場合は、年金所得から15万円差し引いた金額で判定します。
- 専従者控除額は、事業所得から控除する前の金額で判定します。
- 土地建物等の譲渡所得がある場合は、特別控除前の金額で判定します。

※3 給与所得者等とは、一定の給与所得者及び一定の公的年金等の支給を受ける方をいいます。

※4 被保険者数には、同じ世帯の中で国保被保険者から後期高齢者医療の被保険者に移行した方も含まれます。

(2) 後期高齢者医療保険制度移行に伴う軽減

国民健康保険の被保険者が後期高齢者医療保険制度に移行し、世帯内の被保険者が1人になると、平等割が5年間は半額、その後3年間は4分の1軽減されます。

(3) 非自発的失業(解雇・倒産等)に伴う軽減

一定の条件を満たす場合、所得割を算定する際の給与所得を30/100とします。

(4) 未就学児に係る被保険者均等割額軽減措置（令和4年度～）

6歳に達する日以後最初の3月31日以前である未就学児に係る均等割額が軽減されます。

低所得世帯に対する軽減を受ける世帯：7割軽減世帯→8.5割軽減

5割軽減世帯→7.5割軽減

2割軽減世帯→6割軽減

低所得世帯に対する軽減の適用を受けない世帯：5割軽減

(5) 産前産後期間相当分に対する軽減（令和6年1月～）

一定の条件を満たす場合、出産予定月（又は出産月）の前月から、4ヶ月間（出産予定月（又は出産月）の翌々月）の所得割及び均等割が減額されます。多胎妊娠の場合は出産予定月（又は出産月）の3ヶ月前から6ヶ月相当分が減額されます。

6 国民健康保険税の滞納について

納期限から1年を超えた滞納があると、特別療養費（※）の支給対象となり、医療機関等窓口で10割の医療費を支払うこととなる場合があります。

※ 特別療養費とは、医療機関等窓口での医療費の支払いが10割負担となり、後日保険者（垂水市国保係）へ申請することで支給される保険給付相当分のことです。

後期高齢者医療保険料

問い合わせ先 市民課国係

- 1 後期高齢者医療保険料とは
後期高齢者医療加入者の医療費の支払いに充てる大切な保険料です。
- 2 納入義務者
鹿児島県後期高齢者医療の被保険者
(75歳以上の方 または 65～74歳で一定の障害のある人で認定を受けた方)
- 3 保険料額の決定方法
保険料額は、制度を運営している鹿児島県後期高齢者医療広域連合が決定します。
後期高齢者医療保険料額(限度額 医療分：85万円 子ども分：2万1,000円)
= 均等割額^{※1} (医療分+子ども分) + 所得割額^{※2} (医療分+子ども分)

医療分		子ども分【新設】
年度	令和8・9年度	
均等割額	69,800円	
所得割額	(総所得金額等－基礎控除 ^{※3}) … ① ×所得割率11.72%	①×所得割率0.25%

※1 均等割額：被保険者が等しく負担するもの（世帯の所得等に応じて軽減措置があります。）

※2 所得割額：所得に応じて負担するもの

※3 基礎控除：①合計所得金額2,400万円以下・・・基礎控除額43万円

②合計所得金額2,400万円超2,450万円以下・・・基礎控除額29万円

③合計所得金額2,450万円超2,500万円以下・・・基礎控除額15万円

④合計所得金額2,500万円超・・・基礎控除額の適用なし

- 4 後期高齢者医療保険料の軽減
所得の少ない方や社会保険等の被扶養者であった方は、均等割額が軽減されます。

(1) 所得が少ない方への軽減措置

対象者の所得要件 (世帯主及び世帯の被保険者全員の軽減判定所得の合計)	軽減割合	軽減後の 均等割年額 (医療分)	軽減後の 均等割年額 (子ども分)
43万円 ^{※4} 以下	医療分：7.2割 子ども分：7割	19,500円	400円
43万円 ^{※4} +31万円×被保険者数 以下	5割	34,900円	700円
43万円 ^{※4} +57万円×被保険者数 以下	2割	55,800円	1,100円

※4 被保険者等のうち給与所得者等が2人以上の場合、43万円+10万円×（給与所得者等の人数-1人）

(2) 被扶養者(会社の健康保険などの被用者保険の被扶養者だった方)

保険料	軽減割合	年間保険料額
均等割額	5割（資格取得後2年間） ^{※5}	34,900円
所得割額	かかりません	

※5 ただし、(1)の所得の少ない方への軽減措置に該当する場合は、軽減割合の大きい方が優先されます。

介護保険料

問い合わせ先 福祉課介護保険係

- 1 介護保険料とは
要介護者に介護サービスを提供するための費用に必要な保険料です。
- 2 納入義務者
 - (1) 65歳以上の人(第1号被保険者)
 - (2) 40歳以上65歳未満の人(第2号被保険者)
- 3 保険料額の決定方法
 - (1) 65歳以上の人(第1号被保険者)
基準額は年額72,000円で、世帯の課税状況や本人の前年の所得に応じて計算されます。

令和7年度税制改正に伴う令和8年度介護保険料の算定について

令和7年度税制改正により、令和7年中の給与所得控除の最低保障額が55万円から65万円へ引き上げられました。これにより収入に変化がなくても、住民税が課税だった人が非課税となる場合があります。

一方、令和8年度介護保険料の算定は、改正前の控除額に調整して計算をおこないます。よって住民税が非課税であっても、介護保険料の所得段階では課税とみなされる場合がございます。また、世帯員の課税状況についても同様に調整して判定します。

このため、収入に変化がない場合、所得段階に変更はなく、令和8年度の介護保険料は令和7年度と同額となります。これは、第9期介護保険事業計画(令和6～8年度)の保険料収入不足を防ぐ趣旨による対応となり令和8年度の介護保険料の算定に限り適用されます。

段階	対象	介護保険料額
第1段階	生活保護受給者 世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金受給者 世帯全員が住民税非課税かつ前年の 合計所得額+課税年金収入が82.65万円以下	$72,000円 \times 0.29 = 20,880円$
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が82.65万円超120万円以下	$72,000円 \times 0.49 = 35,280円$
第3段階	世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が120万円超	$72,000円 \times 0.69 = 49,680円$
第4段階	本人が住民税非課税(世帯に課税者がいる)で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が82.65万円以下	$72,000円 \times 0.9 = 64,800円$
第5段階	本人が住民税非課税(世帯に課税者がいる)で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が82.65万円超	$72,000円 \times 1.0 = 72,000円$

第6段階	本人が住民税を課税されていて前年の合計所得金額が120万円未満	$72,000円 \times 1.2 = 86,400円$
第7段階	本人が住民税を課税されていて前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満	$72,000円 \times 1.3 = 93,600円$
第8段階	本人が住民税を課税されていて前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満	$72,000円 \times 1.5 = 108,000円$
第9段階	本人が住民税を課税されていて前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満	$72,000円 \times 1.7 = 122,400円$
第10段階	本人が住民税を課税されていて前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満	$72,000円 \times 1.725 = 124,200円$
第11段階	本人が住民税を課税されていて前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満	$72,000円 \times 1.75 = 126,000円$
第12段階	本人が住民税を課税されていて前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満	$72,000円 \times 1.775 = 127,800円$
第13段階	本人が住民税を課税されていて前年の合計所得金額が720万円以上	$72,000円 \times 1.8 = 129,600円$

(2) 40歳以上65歳未満の人(第2号被保険者)

加入している医療保険の算定方法によって決められます。

国民健康保険に加入している人	職場の医療保険に加入している人
<p>【決定方法】 保険料は、国民健康保険税の算定方法と同様に、世帯ごとに決定します。</p> <p>【納付方法】 同じ世帯の第2号被保険者全員の医療分・後期高齢者支援分と介護分をあわせて、国民健康保険税の一部として世帯主が納めます。</p>	<p>【決定方法】 医療保険ごとに認定される介護保険料率と、給与(標準報酬月額)及び賞与(標準賞与額)に応じて決められます。</p> <p>【納付方法】 医療分・後期高齢者支援分と介護分をあわせて給与及び賞与から差し引かれます。</p>

4 介護保険サービスを利用するには

介護サービスを利用するには、福祉課介護保険係へ介護認定申請をする必要があります。申請後、訪問調査や主治医からの意見書を基に要介護度が決定されます。

担当の介護支援専門員、又はサービス提供事業所とサービス利用について相談し、利用開始となります。

納税・滞納処分Q & A

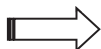
問い合わせ先 税務課管理収納係

現在、市では納税の公平性を保つために、滞納処分を強化し滞納者に対して厳しい態度で臨んでいることから、納税や滞納処分について、下のような質問があります。

Q1

借金があるから税金を支払えない・・・。

Answer

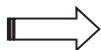


個人債務より税金を先に納付しなければなりません。
法律によって、**税金はすべての借金などに優先されます。**
(地方税法第14条 地方税優先の原則)

Q2

税金を滞納して何か損するの・・・？

Answer

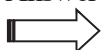


税金を滞納すると、下のようなことが考えられます(これらは一部です)。
・ 各種申請などに必要な「滞納がない証明書」が発行されません。
・ 財産調査が行われ、お勤め先や金融機関などに滞納している事実が知られるとともに、事務処理などで迷惑をかけることになります。
・ 滞納処分により、あなたの**大切な財産や社会的信用を失う恐れ**があります。

Q3

滞納処分の前に自宅訪問はしないの・・・？

Answer

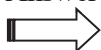


滞納処分を行うにあたり、自宅訪問して納税を催告する行政サービスは原則行いません。税金は**納期内に自主納付することが大原則**です。
督促状発送日から10日を経過しても納付がない場合は、滞納処分の対象となります。また、滞納処分を行うまでには、必ず事前に督促状が送付されています。
これらの通知には、「滞納金額の納付期限」や「納税相談の要請」などの重要事項が記載されています。故意に通知の内容を確認しない、または、確認しても対応せずに滞納が続いた場合、滞納処分を行います。

Q4

少額の滞納でも滞納処分するの・・・？

Answer

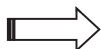


督促状発送後も納付がない場合、**金額の大小に関わらず**、滞納処分を行います。「少額の滞納だから、差押えされないはず・・・」というようなお考えはおやめください。

Q5

少しずつ支払っているけど、滞納処分するの・・・？

Answer

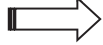


税金は少しずつ支払うものではありません。納期内に納付されている方との公平性を保つためにも、**滞納処分は必ず行います。**

Q6

滞納処分の具体例

Answer



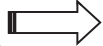
滞納処分には、**預貯金口座**から直接引き出す差し押さえのほか、勤務先に調査を行ったうえで**給与の一部**を差し押さえるものなどがあります。

また、自動車は**タイヤロック**を実施し運行できない状態とするほか、**家宅搜索**により換価価値のある物品等は差し押えられ、合同公売会やインターネット公売で公売されます。

Q7

滞納処分は少しでも納付すれば解除になるの・・・？

Answer

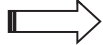


滞納処分後に滞納金額の一部を納付しても、**解除できません**。
延滞金を含む滞納金額を完納するまで滞納処分は継続されます。

Q8

本人の許可なく、勝手に会社へ連絡された。 プライバシーの侵害にならないの・・・？

Answer



税金を滞納すると、国税徴収法・地方税法に基づき、徴税吏員はすべての財産に対して調査をすることとなります。

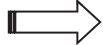
調査を受ける勤め先や金融機関などは協力しなければなりません。

また、これらの財産調査について、個人情報保護法には一切**違反しません**。

Q9

本税・督促手数料を全額支払うから、延滞金を免除してほしい。

Answer



延滞金は、地方税法に基づき、納期限の翌日から1月を経過する期間は年7.3%（ただし、租税特別措置法の規定に基づき、令和8年中は2.8%）の割合で計算されます。

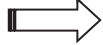
また、1月後からは、年14.6%（令和8年中は9.1%）の割合で計算されます。

納期内に納付されている人との公平性を保つために、延滞金は**必ず徴収します**。

Q10

仕事の都合で納付や相談に行くことができません。

Answer



毎月第1・第3木曜日に19時まで夜間窓口を開放しています。

また、24時間納付が可能な**コンビニ納付**や**アプリ決済**、**地方税お支払サイト**（税金のみ）のほか、自動で納付が完了する**口座振替**もご利用ください（お手続きについては**裏表紙**をご覧ください）。

令和8年度 市税等納期限一覧

月	科目	期別	金額	納期限	納付場所等
4	介護保険料	1期	円	4月30日(木)	○鹿児島銀行 ○南日本銀行 ○鹿児島相互信用金庫 ○鹿児島興業信用組合 ○鹿児島きもつき 農業協同組合 ○九州信用漁業 協同組合連合会 ○九州(沖縄県を除く) ゆうちょ銀行(郵便局) ○垂水市役所内 公金取扱所 ○垂水市役所 税務課窓口 牛根支所・新城支所 ○コンビニ ○アプリ決済 ※税金のみ納付可能 ○地方税お支払サイト ○全国の地方税統一QR コード対応金融機関 市税等の納付は、 安心・便利で納め忘れのない口座振替をご利用ください。 上記金融機関窓口及び垂水市役所で手続きを行うことができます。 通帳と通帳印をご持参ください。 口座振替日は納期限と同日です。 振替日前に通帳残高をご確認ください！
5	軽自動車税	全期	円	6月1日(月)	
	固定資産税	1期	円		
6	介護保険料	2期	円	6月30日(火)	
	市県民税	1期	円		
7	介護保険料	3期	円	7月31日(金)	
	固定資産税	2期	円		
	国民健康保険税	1期	円		
	後期高齢者医療保険料	1期	円		
8	介護保険料	4期	円	8月31日(月)	
	市県民税	2期	円		
	国民健康保険税	2期	円		
	後期高齢者医療保険料	2期	円		
9	介護保険料	5期	円	9月30日(水)	
	固定資産税	3期	円		
	国民健康保険税	3期	円		
	後期高齢者医療保険料	3期	円		
10	介護保険料	6期	円	11月2日(月)	
	市県民税	3期	円		
	国民健康保険税	4期	円		
	後期高齢者医療保険料	4期	円		
11	介護保険料	7期	円	11月30日(月)	
	固定資産税	4期	円		
	国民健康保険税	5期	円		
	後期高齢者医療保険料	5期	円		
12	介護保険料	8期	円	12月25日(金)	
	国民健康保険税	6期	円		
	後期高齢者医療保険料	6期	円		
1	介護保険料	9期	円	令和9年 2月1日(月)	
	市県民税	4期	円		
	国民健康保険税	7期	円		
	後期高齢者医療保険料	7期	円		
2	介護保険料	10期	円	3月1日(月)	
	国民健康保険税	8期	円		
	後期高齢者医療保険料	8期	円		
3	介護保険料	11期	円	3月31日(水)	

※各科目の最初の期に届く納税(入)通知書に記載してある金額を記入してご利用ください。